

財理第2172号
平成15年6月5日

各財務（支）局長
沖縄総合事務局長 殿

財務省理財局長 寺澤 辰磨

平成15年度財政融資資金地方資金の貸付条件のうち「元利金の
支払期日」及び「償還期限」等について

財政融資資金地方資金運用事務処理細則（昭和49年7月20日蔵理第2712号）
第3章第2節第1に規定する標記のことについては、下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 元利金の支払期日

- (1) 9月及び3月貸付分については、9月1日及び3月1日
- (2) (1)以外の貸付分については、9月25日及び3月25日

ただし、公共土木施設等小災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債に係る貸付分については、(1)及び(2)の規定にかかわらず9月1日

2. 償還期限及び据置期間

- (1) 別表「平成15年度財政融資資金地方資金の償還期限及び据置期間基準年数表」（以下「基準年数表」という。）による。
ただし、借入団体がこれより短い期間を希望したときはその期間とする。
なお、基準年数表に定めのないものについては、別途定める。
- (2) 基準年数表の償還期限及び据置期間は資金貸付日の翌日から起算する。

3. 元金償還の開始日

元金償還の開始日は据置期間の終了直後に到来する元利金の支払期日とする。

財理第2172号
平成15年6月5日

北海道財務局長 殿

財務省理財局長 寺澤 辰磨

平成15年度財政融資資金地方資金の貸付条件のうち「元利金の
支払期日」及び「償還期限」等について

財政融資資金地方資金運用事務処理細則（昭和49年7月20日蔵理第2712号）
第3章第2節第1に規定する標記のことについては、下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 元利金の支払期日

- (1) 9月及び3月貸付分については、9月1日及び3月1日
- (2) (1)以外の貸付分については、9月25日及び3月25日

ただし、公共土木施設等小災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債に係る貸付分については、(1)及び(2)の規定にかかわらず9月1日

2. 償還期限及び据置期間

- (1) 別表「平成15年度財政融資資金地方資金の償還期限及び据置期間基準年数表」（以下「基準年数表」という。）による。

ただし、借入団体がこれより短い期間を希望したときはその期間とする。

なお、基準年数表に定めのないものについては、別途定める。

- (2) 基準年数表の償還期限及び据置期間は資金貸付日の翌日から起算する。

3. 元金償還の開始日

元金償還の開始日は据置期間の終了直後に到来する元利金の支払期日とする。

財理第2172号
平成15年6月5日

東北財務局長 殿

財務省理財局長 寺澤 辰磨

平成15年度財政融資資金地方資金の貸付条件のうち「元利金の
支払期日」及び「償還期限」等について

財政融資資金地方資金運用事務処理細則（昭和49年7月20日蔵理第2712号）
第3章第2節第1に規定する標記のことについては、下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 元利金の支払期日

- (1) 9月及び3月貸付分については、9月1日及び3月1日
- (2) (1)以外の貸付分については、9月25日及び3月25日

ただし、公共土木施設等小災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債に係る貸付分については、(1)及び(2)の規定にかかわらず9月1日

2. 償還期限及び据置期間

- (1) 別表「平成15年度財政融資資金地方資金の償還期限及び据置期間基準年数表」（以下「基準年数表」という。）による。

ただし、借入団体がこれより短い期間を希望したときはその期間とする。

なお、基準年数表に定めのないものについては、別途定める。

- (2) 基準年数表の償還期限及び据置期間は資金貸付日の翌日から起算する。

3. 元金償還の開始日

元金償還の開始日は据置期間の終了直後に到来する元利金の支払期日とする。

財理第2172号
平成15年6月5日

関東財務局長 殿

財務省理財局長 寺澤 辰磨

平成15年度財政融資資金地方資金の貸付条件のうち「元利金の
支払期日」及び「償還期限」等について

財政融資資金地方資金運用事務処理細則（昭和49年7月20日蔵理第2712号）
第3章第2節第1に規定する標記のことについては、下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 元利金の支払期日

- (1) 9月及び3月貸付分については、9月1日及び3月1日
- (2) (1)以外の貸付分については、9月25日及び3月25日

ただし、公共土木施設等小災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債に係る貸付分については、(1)及び(2)の規定にかかわらず9月1日

2. 償還期限及び据置期間

- (1) 別表「平成15年度財政融資資金地方資金の償還期限及び据置期間基準年数表」（以下「基準年数表」という。）による。

ただし、借入団体がこれより短い期間を希望したときはその期間とする。

なお、基準年数表に定めのないものについては、別途定める。

- (2) 基準年数表の償還期限及び据置期間は資金貸付日の翌日から起算する。

3. 元金償還の開始日

元金償還の開始日は据置期間の終了直後に到来する元利金の支払期日とする。

財理第2172号
平成15年6月5日

東海財務局長 殿

財務省理財局長 寺澤 辰磨

平成15年度財政融資資金地方資金の貸付条件のうち「元利金の
支払期日」及び「償還期限」等について

財政融資資金地方資金運用事務処理細則（昭和49年7月20日蔵理第2712号）
第3章第2節第1に規定する標記のことについては、下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 元利金の支払期日

- (1) 9月及び3月貸付分については、9月1日及び3月1日
- (2) (1)以外の貸付分については、9月25日及び3月25日

ただし、公共土木施設等小災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債に係る貸付分については、(1)及び(2)の規定にかかわらず9月1日

2. 償還期限及び据置期間

- (1) 別表「平成15年度財政融資資金地方資金の償還期限及び据置期間基準年数表」（以下「基準年数表」という。）による。

ただし、借入団体がこれより短い期間を希望したときはその期間とする。

なお、基準年数表に定めのないものについては、別途定める。

- (2) 基準年数表の償還期限及び据置期間は資金貸付日の翌日から起算する。

3. 元金償還の開始日

元金償還の開始日は据置期間の終了直後に到来する元利金の支払期日とする。

財理第2172号
平成15年6月5日

北陸財務局長 殿

財務省理財局長 寺澤 辰磨

平成15年度財政融資資金地方資金の貸付条件のうち「元利金の
支払期日」及び「償還期限」等について

財政融資資金地方資金運用事務処理細則（昭和49年7月20日蔵理第2712号）
第3章第2節第1に規定する標記のことについては、下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 元利金の支払期日

- (1) 9月及び3月貸付分については、9月1日及び3月1日
- (2) (1)以外の貸付分については、9月25日及び3月25日

ただし、公共土木施設等小災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債に係る貸付分については、(1)及び(2)の規定にかかわらず9月1日

2. 償還期限及び据置期間

- (1) 別表「平成15年度財政融資資金地方資金の償還期限及び据置期間基準年数表」（以下「基準年数表」という。）による。

ただし、借入団体がこれより短い期間を希望したときはその期間とする。

なお、基準年数表に定めのないものについては、別途定める。

- (2) 基準年数表の償還期限及び据置期間は資金貸付日の翌日から起算する。

3. 元金償還の開始日

元金償還の開始日は据置期間の終了直後に到来する元利金の支払期日とする。

財理第2172号
平成15年6月5日

近畿財務局長 殿

財務省理財局長 寺澤 辰磨

平成15年度財政融資資金地方資金の貸付条件のうち「元利金の
支払期日」及び「償還期限」等について

財政融資資金地方資金運用事務処理細則（昭和49年7月20日蔵理第2712号）
第3章第2節第1に規定する標記のことについては、下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 元利金の支払期日

- (1) 9月及び3月貸付分については、9月1日及び3月1日
- (2) (1)以外の貸付分については、9月25日及び3月25日

ただし、公共土木施設等小災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債に係る貸付分については、(1)及び(2)の規定にかかわらず9月1日

2. 償還期限及び据置期間

- (1) 別表「平成15年度財政融資資金地方資金の償還期限及び据置期間基準年数表」（以下「基準年数表」という。）による。

ただし、借入団体がこれより短い期間を希望したときはその期間とする。

なお、基準年数表に定めのないものについては、別途定める。

- (2) 基準年数表の償還期限及び据置期間は資金貸付日の翌日から起算する。

3. 元金償還の開始日

元金償還の開始日は据置期間の終了直後に到来する元利金の支払期日とする。

財理第2172号
平成15年6月5日

中国財務局長 殿

財務省理財局長 寺澤 辰磨

平成15年度財政融資資金地方資金の貸付条件のうち「元利金の
支払期日」及び「償還期限」等について

財政融資資金地方資金運用事務処理細則（昭和49年7月20日蔵理第2712号）
第3章第2節第1に規定する標記のことについては、下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 元利金の支払期日

- (1) 9月及び3月貸付分については、9月1日及び3月1日
- (2) (1)以外の貸付分については、9月25日及び3月25日

ただし、公共土木施設等小災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債に係る貸付分については、(1)及び(2)の規定にかかわらず9月1日

2. 償還期限及び据置期間

- (1) 別表「平成15年度財政融資資金地方資金の償還期限及び据置期間基準年数表」（以下「基準年数表」という。）による。

ただし、借入団体がこれより短い期間を希望したときはその期間とする。

なお、基準年数表に定めのないものについては、別途定める。

- (2) 基準年数表の償還期限及び据置期間は資金貸付日の翌日から起算する。

3. 元金償還の開始日

元金償還の開始日は据置期間の終了直後に到来する元利金の支払期日とする。

財理第2172号
平成15年6月5日

四 国 財 務 局 長 殿

財務省理財局長 寺澤 辰磨

平成15年度財政融資資金地方資金の貸付条件のうち「元利金の
支払期日」及び「償還期限」等について

財政融資資金地方資金運用事務処理細則（昭和49年7月20日蔵理第2712号）
第3章第2節第1に規定する標記のことについては、下記のとおり定めたので通知する。

記

1．元利金の支払期日

- (1) 9月及び3月貸付分については、9月1日及び3月1日
- (2) (1)以外の貸付分については、9月25日及び3月25日

ただし、公共土木施設等小災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債に係る貸付分については、(1)及び(2)の規定にかかわらず9月1日

2．償還期限及び据置期間

- (1) 別表「平成15年度財政融資資金地方資金の償還期限及び据置期間基準年数表」（以下「基準年数表」という。）による。

ただし、借入団体がこれより短い期間を希望したときはその期間とする。

なお、基準年数表に定めのないものについては、別途定める。

- (2) 基準年数表の償還期限及び据置期間は資金貸付日の翌日から起算する。

3．元金償還の開始日

元金償還の開始日は据置期間の終了直後に到来する元利金の支払期日とする。

財理第2172号
平成15年6月5日

福岡財務支局長 殿

財務省理財局長 寺澤 辰磨

平成15年度財政融資資金地方資金の貸付条件のうち「元利金の
支払期日」及び「償還期限」等について

財政融資資金地方資金運用事務処理細則（昭和49年7月20日蔵理第2712号）
第3章第2節第1に規定する標記のことについては、下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 元利金の支払期日

- (1) 9月及び3月貸付分については、9月1日及び3月1日
- (2) (1)以外の貸付分については、9月25日及び3月25日

ただし、公共土木施設等小災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債に係る貸付分については、(1)及び(2)の規定にかかわらず9月1日

2. 償還期限及び据置期間

- (1) 別表「平成15年度財政融資資金地方資金の償還期限及び据置期間基準年数表」（以下「基準年数表」という。）による。

ただし、借入団体がこれより短い期間を希望したときはその期間とする。

なお、基準年数表に定めのないものについては、別途定める。

- (2) 基準年数表の償還期限及び据置期間は資金貸付日の翌日から起算する。

3. 元金償還の開始日

元金償還の開始日は据置期間の終了直後に到来する元利金の支払期日とする。

財理第2172号
平成15年6月5日

九州財務局長 殿

財務省理財局長 寺澤 辰磨

平成15年度財政融資資金地方資金の貸付条件のうち「元利金の
支払期日」及び「償還期限」等について

財政融資資金地方資金運用事務処理細則（昭和49年7月20日蔵理第2712号）
第3章第2節第1に規定する標記のことについては、下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 元利金の支払期日

- (1) 9月及び3月貸付分については、9月1日及び3月1日
- (2) (1)以外の貸付分については、9月25日及び3月25日

ただし、公共土木施設等小災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債に係る貸付分については、(1)及び(2)の規定にかかわらず9月1日

2. 償還期限及び据置期間

- (1) 別表「平成15年度財政融資資金地方資金の償還期限及び据置期間基準年数表」（以下「基準年数表」という。）による。

ただし、借入団体がこれより短い期間を希望したときはその期間とする。

なお、基準年数表に定めのないものについては、別途定める。

- (2) 基準年数表の償還期限及び据置期間は資金貸付日の翌日から起算する。

3. 元金償還の開始日

元金償還の開始日は据置期間の終了直後に到来する元利金の支払期日とする。

財理第2172号
平成15年6月5日

沖縄総合事務局長 殿

財務省理財局長 寺澤 辰磨

平成15年度財政融資資金地方資金の貸付条件のうち「元利金の
支払期日」及び「償還期限」等について

財政融資資金地方資金運用事務処理細則（昭和49年7月20日蔵理第2712号）
第3章第2節第1に規定する標記のことについては、下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 元利金の支払期日

- (1) 9月及び3月貸付分については、9月1日及び3月1日
- (2) (1)以外の貸付分については、9月25日及び3月25日

ただし、公共土木施設等小災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債に係る貸付分については、(1)及び(2)の規定にかかわらず9月1日

2. 償還期限及び据置期間

- (1) 別表「平成15年度財政融資資金地方資金の償還期限及び据置期間基準年数表」（以下「基準年数表」という。）による。

ただし、借入団体がこれより短い期間を希望したときはその期間とする。

なお、基準年数表に定めのないものについては、別途定める。

- (2) 基準年数表の償還期限及び据置期間は資金貸付日の翌日から起算する。

3. 元金償還の開始日

元金償還の開始日は据置期間の終了直後に到来する元利金の支払期日とする。